資料４

監査法人制度等の在り方について

資料4－1

金融審議会公認会計士制度部会の審議状況について

平成18年9月6日

◎　監査法人制度等のあり方についての総合的な検討

第1回（4月26日）　監査法人制度等をめぐる状況等
- 事務局説明
- 討議

第2回（5月29日）　国際的な動向等
- 事務局説明
- 弥永臨時委員（筑波大学大学院教授）説明
- 討議

第3回（6月23日）　関係者からのヒアリング
- 藤沼専門委員（日本公認会計士協会会長）説明
- 八木臨時委員（(株)日立製作所取締役会議長）説明
- 仲田正史氏（野村證券株式会社執行役）説明
- 討議

第4回（7月10日）　公認会計士・監査審査会からの報告等
- 公認会計士・監査審査会説明
- 事務局説明
- 中央青山監査法人 片山理事長説明
- 討議

第5回以降　主な論点につき討議
- 監査法人等における品質管理・ガバナンス・ディスクロージャー等のあり方
- 監査人の地位の強化のあり方
- 監査法人等に対する監督・責任のあり方
- その他

※　年内を目途に報告をとりまとめいただく予定

資料4－2

金融審議会公認会計士制度部会委員等名簿

（平成18年6月23日現在）

部会長	関　哲夫	新日本製鐵㈱常任監査役
委員	岩原　紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	斎藤　静樹	明治学院大学経済学部教授
	原　早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	根本　直子	スタンダード&プアーズ マネージング・ディレクター
臨時委員	安藤　英義	一橋大学大学院商学研究科教授
	伊藤　進一郎	住友電気工業㈱顧問
	上柳　敏郎	東京駿河台法律事務所弁護士
	大崎　貞和	㈱野村資本市場研究所研究主幹
	加古　宜士	早稲田大学大学院会計研究科長
	八田　進二	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
	増田　雅己	㈱読売新聞社論説委員
	的井　保夫	日本電気㈱取締役専務執行役員
	八木　良樹	㈱日立製作所取締役会議長
	弥永　真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	山浦　久司	明治大学大学院会計専門職研究科長
専門委員	小島　茂夫	㈱大阪証券取引所代表取締役常務取締役
	久保田　政一	㈳日本経済団体連合会常務理事
	澤田　眞史	日本公認会計士協会副会長
	飛山　康雄	㈱東京証券取引所代表取締役専務
	藤沼　亜起	日本公認会計士協会会長
	増田　宏一	日本公認会計士協会副会長
	渡辺　達郎	日本証券業協会副会長
幹事	相澤　哲	法務省大臣官房参事官

（敬称略・五十音順）

資料4－3

監査法人制度等をめぐる状況等について

公認会計士等の登録状況

年月末	公認会計士登録者数	会計士補登録者数	監査法人	所属公認会計士数
	人	人	法人	人
昭和24. 12	57	26	—	—
25. 12	261	129	—	—
30. 12	1,121	424	—	—
35. 12	1,508	651	—	—
40. 3	2,086	675	—	—
45. 3	4,062	869	24	562
50. 3	4,927	1,520	34	1,331
55. 3	5,833	2,303	58	1,852
60. 3	7,628	1,456	88	3,185
平成元. 3	8,360	1,956	99	3,743
2. 3	8,668	2,170	98	3,906
3. 3	9,025	2,368	112	4,271
4. 3	9,289	2,652	120	4,592
5. 3	9,682	2,959	121	4,874
6. 3	10,160	3,037	122	5,138
7. 3	10,436	3,394	122	5,380
8. 3	10,787	3,609	126	5,549
9. 3	11,145	3,829	128	5,741
10. 3	11,723	3,862	135	5,987
11. 3	12,178	3,939	142	6,199
12. 3	12,682	4,080	144	6,367
13. 3	13,209	4,289	148	6,677
14. 3	13,734	4,569	148	6,901
15. 3	14,246	4,982	146	7,537
16. 3	14,837	5,400	151	7,959
17. 3	15,477	5,965	155	8,207
18. 3	16,222	6,419	162	N. A

（注）監査法人設立第１号は、昭和４２年１月１９日である。

大手監査法人の合併の状況

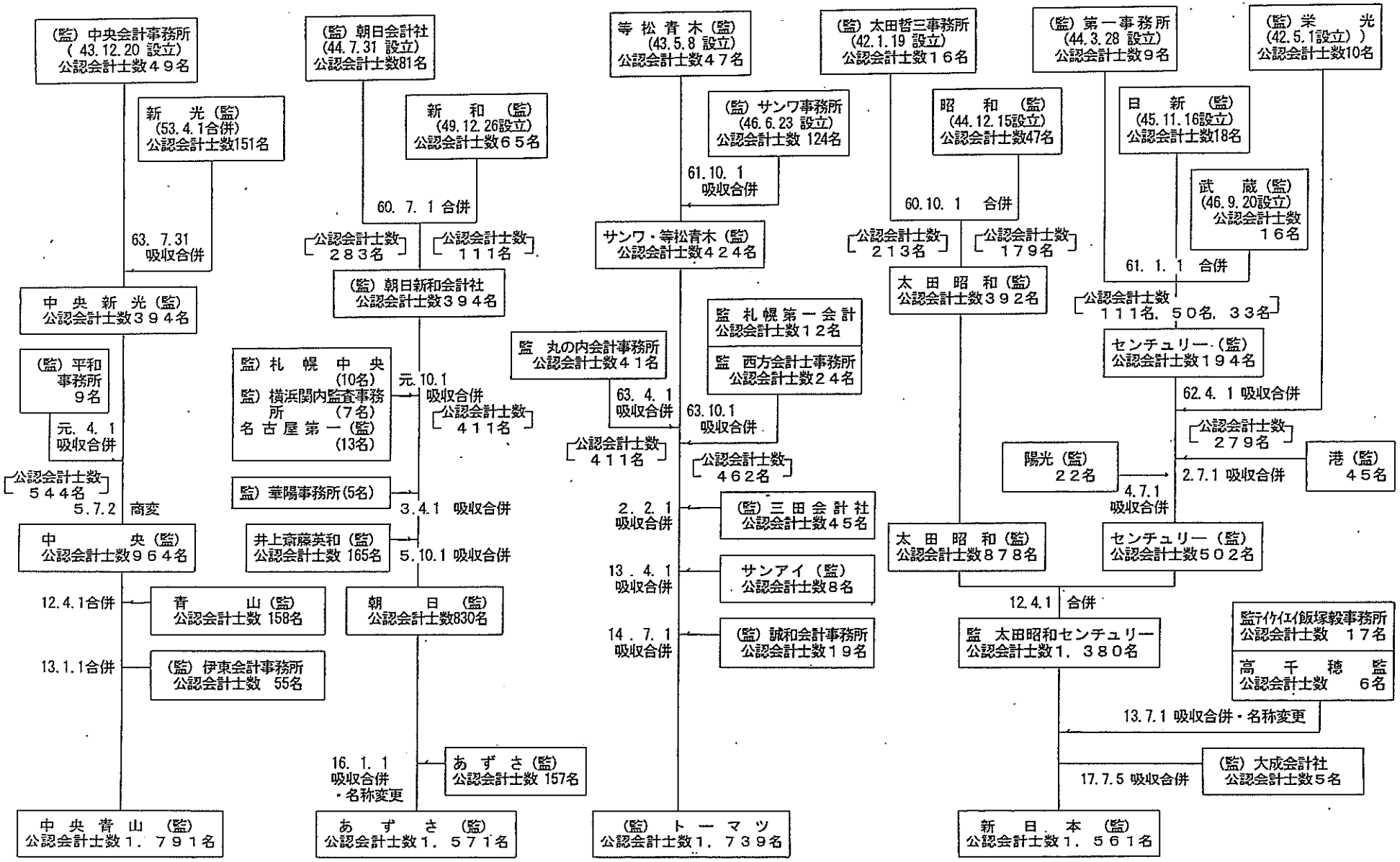

(注) 一番下の公認会計士数は、平成１７年３月31日現在の人数である。

監査法人の規模別分布状況

	400人以上		200～399		100～199		26～99		25人以下		計	
	法人数	所属公認会計士総数	法人数	所属公認会計士総数	法人数	所属公認会計士総数	法人数	所属公認会計士総数	法人数	所属公認会計士総数	法人数	所属公認会計士総数
昭和60.3末	－	－	4	1,108	7	932	11	418	66	727	88	3,185
平成元.3末	4	1,942	1	283	2	270	10	380	82	868	99	3,743
平成2.3末	4	2,130	1	306	2	259	9	326	82	885	98	3,906
平成6.3末	5	3,563	1	212	1	132	5	169	110	1,062	122	5,138
平成7.3末	5	3,828	1	209	1	130	4	140	111	1,073	122	5,380
平成8.3末	5	4,010	－	－	2	309	4	141	115	1,089	126	5,549
平成9.3末	5	4,152	－	－	2	313	4	143	117	1,133	128	5,741
平成10.3末	5	4,263	1	201	1	144	8	264	120	1,115	135	5,987
平成11.3末	5	4,377	1	204	1	150	8	282	127	1,186	142	6,199
平成12.3末	5	4,549	－	－	2	313	10	322	127	1,183	144	6,367
平成13.3末	4	4,984	－	－	1	163	6	209	137	1,321	148	6,677
平成14.3末	4	5,212	－	－	1	162	6	202	137	1,325	148	6,901
平成15.3末	4	5,868	－	－	1	160	6	197	135	1,312	146	7,537
平成16.3末	4	6,250	－	－	1	171	8	242	138	1,296	151	7,959
平成17.3末	4	6,662	1	201	－	－	7	223	140	1,323	152	8,409
		〔1,666〕		〔201〕				〔32〕		〔9〕		〔55〕

(注)〔　〕は1法人あたりの平均所属公認会計士数。

公認会計士の業務の拡大

○ 公益法人監査

平成13年2月の「公益法人の指導監督体制等の充実について」(公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議申合せ)に基づき、各府省は、資産額100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の所管法人に対して、公認会計士等の監査を受けることを要請し、平成13年4月から実施。

○ 独立行政法人監査(独立行政法人通則法第39条)

資本金100億円以上又は負債金額200億円以上の独立行政法人の財務諸表等に、公認会計士等の監査を義務づけ、平成13年4月から段階的実施。

○ 日本郵政公社監査(日本郵政公社法第31条)

日本郵政公社の財務諸表等に公認会計士等の監査を義務づけ、15年4月から実施。

○ 国立大学法人監査(国立大学法人法38条)

独立行政法人である国立大学法人の財務諸表等に、公認会計士等の監査を義務づけ、平成15年5月から実施。

○ 協同組織金融機関に対する監査(信用金庫法第38条の2、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8、労働金庫法41条の2等)

預金等総額が一定規模等以上の信用金庫、信用協同組合及び労働金庫などの財務諸表等に公認会計士の監査を義務づけ、平成9年4月から実施。なお、義務づけの基準となる預金等総額は、当初5,000億円から順次引き下げられ、平成16年4月に(500億円から)200億円に引き下げ。

○ 地方独立行政法人監査(地方独立法人法第35条)

資本金額100億円以上又は負債金額200億円以上の地方独立行政法人の財務諸表等に、公認会計士等の監査を義務づけ、平成16年4月から実施

(今国会に提出した法律案(「証券取引法等の一部を改正する法律案」)に盛り込まれている業務)

○ 上場企業等の内部統制報告書についての監査証明業務

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について評価した「内部統制報告書」について、公認会計士等の監査証明を受けることを義務づけ。

○ 上場企業等の四半期財務計算書類についての監査証明業務

四半期報告書に含まれる財務計算に関する書類について、公認会計士等の監査証明を受けることを義務づけ。

主な監査業務（２条１項業務）の概要

◎法定監査	内　容	根拠法令
・ 証券取引法監査	証券取引所に株式を上場している会社等が証券取引法の規定に基づき提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に関する監査証明	証券取引法第 193 条の 2
・ 会社法監査	資本金 5 億円以上又は負債総額 200 億円以上の株式会社が会社法の規定に基づき作成する計算書類に関する監査	会社法第 436 条第 2 項
・ 私立学校法人監査	私立学校振興助成法に基づき補助金の交付を受けた学校法人が作成する貸借対照表、収支計算書その他財務計算に関する書類のうち所轄庁が指定する事項に関する監査	私立学校振興助成法 第 14 条
・ 労働組合監査	労働組合が作成する、すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告が正確であることに関する証明	労働組合法第 5 条
・ 政党助成法監査	政党交付金の交付を受けた政党が提出する報告書のうち政党交付金の総額、政党交付金による支出の総額等に関する監査	政党助成法第 19 条
・ 農林中央金庫監査	農林中央金庫が作成する貸借対照表、損益計算書等に関する監査	農林中央金庫法第 35 条
・ 信用金庫監査 ・ 信用協同組合監査 ・ 労働金庫監査	信用金庫等の協同組織金融機関のうち、一定規模以上のものが作成する業務報告書、貸借対照表、損益計算書等に関する監査	信用金庫法第 38 条の 2 協同組合による金融事業に関する法律第 5 条の 8 労働金庫法第 41 条の 2
・ 投資法人監査	投資法人が作成する貸借対照表、損益計算書等に関する監査	投資信託及び投資法人に関する法律第 130 条
・ 投資事業有限責任組合監査	無限責任社員が作成する貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び附属明細書のうち会計に関する部分に関する監査（監査意見を主たる事務所に備え置く。）	投資事業有限責任組合契約に関する法律第 8 条
◎その他の制度監査 ・ 商品取引員監査（東京工業品取引所定款）		
◎任意監査		

上場・店頭公開企業数の推移

（単位：社）

	上場会社数（年末値）	店頭登録会社数（年末値）
昭和24年	681	—
25年	764	—
30年	783	—
35年	785	—
40年	1,577	114
45年	1,580	111
50年	1,713	93
55年	1,729	112
60年	1,829	127
平成元年	2,019	263
2年	2,071	342
3年	2,107	430
4年	2,118	436
5年	2,155	477
6年	2,205	568
7年	2,263	678
8年	2,334	762
9年	2,387	834
10年	2,416	856
11年	2,472	868
12年	2,600	886
13年	2,666	926
14年	2,669	939
15年	2,690	943
16年	3,727	※ —
17年	3,799	—

※ 平成16年12月12日に、店頭売買有価証券市場が取引所有価証券市場に改組された。

会計基準等の見直し

<table>
<tr><th></th><th>～平成10年度</th><th>H11年度</th><th>H12年度</th><th>H13年度</th><th>H14年度</th><th>H15年度</th><th>H16年度</th><th>H17年度</th><th>H18年度</th></tr>
<tr><td>連結財務諸表制度の見直し
（平成10年10月）</td><td>・持株基準により、持株比率50%超を子会社、20%以上を関連会社とする。
・個別情報が中心</td><td colspan="8">・実質的な支配力基準、影響力基準の適用を義務付ける。
・連結情報が中心の開示に移行する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">有価証券の評価方法
（平成11年1月）</td><td rowspan="2">・原価法又は低価法
金融機関については平成9年9月期（中間期）までは、通達により、低価法を義務付けていた。</td><td colspan="8">・売買目的の有価証券等に時価評価を導入する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">・「その他有価証券」の時価は注記する。</td><td colspan="6">・「その他有価証券」の時価評価を導入する。</td></tr>
<tr><td>年金会計
（平成10年6月）</td><td>・年金の積立不足は、開示されない。</td><td colspan="2">・積立不足を財務諸表に計上するか、注記する。</td><td colspan="6">・積立不足を財務諸表に計上する。</td></tr>
<tr><td>外貨建取引会計
（平成11年10月）</td><td>・短期金銭債権債務を除き、取得時レートで換算
・為替換算調整勘定は、資産又は負債の部に表示</td><td colspan="8">・子会社株式等を除き、有価証券、金銭債権債務及びデリバティブ取引は、決算時レートで換算する。
・為替換算調整勘定は資本の部に表示。</td></tr>
<tr><td>税効果会計
（平成10年10月）</td><td>・連結財務諸表において税効果会計を適用することも認められる。</td><td colspan="8">・連結財務諸表及び個別財務諸表において、適用を義務付ける。</td></tr>
<tr><td>固定資産の減損会計
（平成14年8月）</td><td colspan="4">・減損処理基準について明確な基準がなかった。</td><td>年度決算から任意適用</td><td>任意適用</td><td colspan="3">完全実施</td></tr>
<tr><td>企業結合会計
（平成15年10月）</td><td colspan="8">・企業結合会計の基準がなかった。</td><td>実　施</td></tr>
</table>

監査法人制度等の歩み

年　月	事　　項
昭和23年7月	公認会計士法制定
25年3月 7月	法定監査の導入（証券取引法改正：S26年7月1日開始事業年度から実施） 「監査基準」及び「監査実施準則」制定
32年3月	「財務諸表等の監査証明に関する省令」の公布 （S32年1月1日開始事業年度から適用）
41年6月	公認会計士法改正 ・　監査法人制度の導入
49年4月	商法特例法（「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」）公布 ・株式会社のうち資本金10億円以上のもの（証券取引法適用会社については資本金5億円以上のもの）について、会計監査人による監査を新たに義務付け
51年7月	「監査実施準則」及び「監査報告準則」の改訂 ・連結財務諸表監査の実施に対応（S52年4月1日開始会計年度から適用）
52年3月	「中間財務諸表監査基準」の制定 （S52年9月期中間決算より中間財務諸表について新たに監査証明を要求）
56年6月	商法特例法改正 ・会計監査人による監査対象会社の範囲を拡大 （資本金10億円以上→資本金5億円以上又は負債総額200億円以上）
平成3年12月	「監査基準」、「監査実施準則」及び「監査報告準則」の改訂 ・監査実施準則の純化 ・経営者による確認書の入手義務付け
11年4月	日本公認会計士協会による「品質管理レビュー」の開始
14年1月	「監査基準」の改訂 ・監査実施準則、監査報告準則の廃止、一般基準、実施基準、報告基準へ区分 ・組織的監査の質の管理を徹底、継続企業の前提への対応
14年5月	商法特例法改正 ・大会社以外の会社も、資本金1億円を超えるものは、定款の定めにより会計監査人による監査を受ける旨を定めることができるよう改訂
15年5月	公認会計士法改正 ・公認会計士の使命・職責の明確化 ・監査法人の独立性の強化 ・公認会計士・監査審査会の設置 ・試験制度の見直し ・指定社員制度の導入
17年10月	「監査基準」の改訂、「品質管理基準」の策定

公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年）

我が国資本市場の活性化

・我が国資本市場の活性化のためには市場の公正性･透明性の確保による投資家の信頼の向上が不可欠

（←「証券市場改革促進プログラム」平成14年8月）

⇩

投資家にとって魅力ある市場にするためインフラである公認会計士監査制度の充実・強化が不可欠

監査と会計の複雑化・多様化・国際化

・グローバル化を背景とした監査証明業務を中心とする公認会計士業務の質的量的変化に対応していくことが不可欠

⇩

質を確保しつつ、多様な人材を輩出していくための試験制度等の改革が不可欠

国際的な信認の確保

・米国エンロン事件等の一連の会計不祥事

→ 米国企業会計改革法をはじめとする各国の監査制度改革の進展

・我が国におけるバブル崩壊後の会計不正

⇩

監査人の独立性の強化や監視･監督体制の充実･強化等による我が国監査制度に対する国際的信認の獲得が不可欠

⇩

公認会計士監査制度の改革は喫緊の課題

⇩

【法律の概要】

○公認会計士の使命・職責の明確化

・監査及び会計の専門家として、独立した立場において、会社等の公正な事業活動、投資家及び債権者の保護等を図り、常に品位を保持し、知識及び技能の修得に努め、公正かつ誠実に業務を行わなければならない旨を規定

○公認会計士等の独立性の強化

・監査証明業務とコンサルティング業務等の非監査証明業務の同時提供の禁止

・監査法人内部において同一の公認会計士が一定期間以上同一企業を担当することを禁止する交代制の導入（7年 - 2年ルール）　等

○監視･監督体制の充実･強化

・監査法人等の業務運営の適正性の監視のための立入検査権の導入

・監査証明業務の独立性の確保のため、監査法人の内部管理や審査体制についての公認会計士協会による指導や監督（「品質管理レビュー」）を行政（公認会計士・監査審査会）がモニター

○試験制度の見直し

・現行の試験体系の簡素化
３段階５回→１段階２回
＋　実務補習修了の確認

・一定の能力を持つ実務経験者、専門的人材育成の教育課程の修了者等に対する試験科目の一部免除

○監査法人の社員の責任の一部限定

・指定社員制度の導入により、監査に関与しない社員の責任を限定

○規制緩和等関連規定の見直し

○監査法人設立の届出制化

公認会計士・監査審査会の審査・検査手続

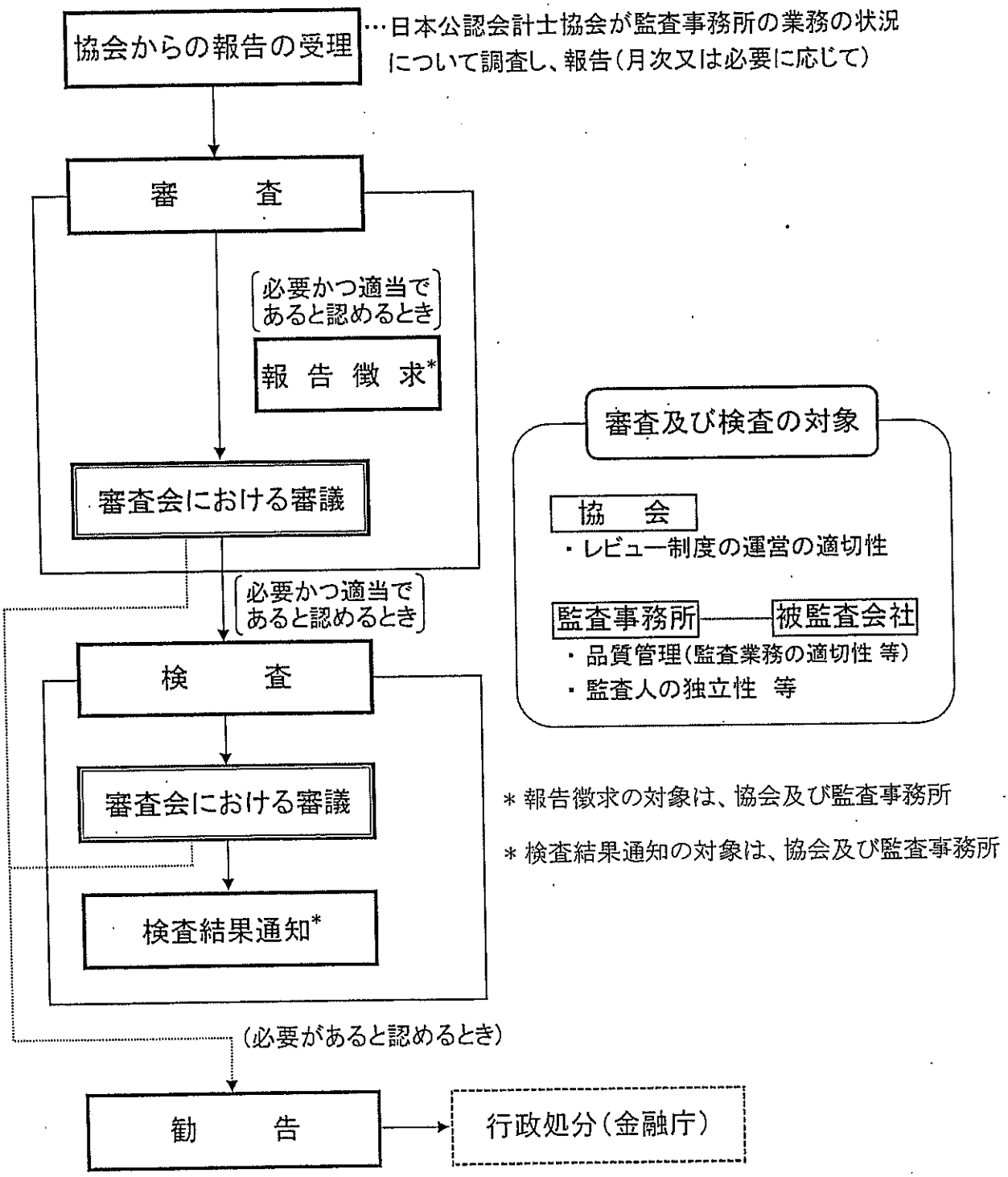

※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

指定社員制度について

(1)社員の指定

監査法人は、特定の証明について、業務を担当する社員を指定することができる。

(2)指定社員の権利、義務

上記の指定された証明(指定証明)については、指定を受けた社員(指定社員)のみが業務執行権を有し、義務を負うとともに、監査法人を代表する。

(3)指定社員の責任

指定証明に関し被監査会社に対して負担することとなった監査法人の債務をその監査法人の財産をもって完済することができないときは、指定社員のみが無限連帯責任を負う。

(注) 監査法人が第三者に対して負う債務については、指定証明についても、監査法人の全ての社員が無限連帯責任を負う。

(4)被監査会社等への通知

監査法人は、特定の証明について社員を指定したことを被監査会社等に書面をもって通知しなければならない。

公認会計士法改正（平成15年）以降の取組み

○金融庁「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について」
（平成16年11月16日）
1．有価証券報告書等の審査体制の強化
2．公認会計士等に対する監督の充実・強化
3．開示制度の整備に関する検討
4．会社情報の適時適切な開示に向けた証券取引所に対する要請

○金融庁「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）について」
（平成16年12月24日）
1．全ての開示企業による自主的点検を受けた対応
2．有価証券報告書等の審査体制の強化
3．開示制度の整備に関する対応
4．公認会計士等に対する監督の更なる充実・強化
5．会社情報の適時適切な開示に向けた証券取引所に対する要請

○公認会計士・監査審査会「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」
（平成17年2月9日）
・品質管理レビューの実態分析と提言

○金融庁、公認会計士・監査審査会
「適正なディスクロージャーと厳正な会計監査の確保に向けた対応策について」
（平成17年10月25日）
1. ４大監査法人に対する早急な検査等の措置の実施
2. 公認会計士に係るローテーションの見直し（４大監査法人の主任会計士については、継続監査期間5年、インターバル5年）
3. 品質管理基準の策定（平成17年10月28日　企業会計審議会）
4. 開示企業における財務報告に係る内部統制の整備

監査に関する品質管理基準

（平成１７年１０月２８日　企業会計審議会）のポイント

（監査契約の締結から、監査計画の策定、監査業務の実施・審査、監査報告書の発行に至るまでの監査法人等による品質管理の基準を設定）

監査契約の締結

○ 独立性等の確認
○ 監査事務所の規模及び組織、監査実施者の能力・経験等を踏まえた監査契約の可否の判断

⇩

監査計画の策定

○ 能力・経験・独立性・監査時間の確保等を勘案した監査実施者の選任

⇩

監査業務の実施

○ 監査に必要な情報・技法の蓄積及び伝達
○ 監査実施者への適切な指示及び指導
○ 十分な監査証拠の入手、監査調書の適切な作成
○ 専門的な見解の問い合わせ

⇩

監査業務に係る審査

○ 企業の状況に応じた適切な審査の実施
○ 知識、経験、能力、独立性等を勘案した審査担当者の選任
○ 審査内容の記録・保存

⇩

監査報告書の発行

○ 監査上の判断の相違の解決など必要な監査業務の終了の確認

監査事務所間の引継

○ 前任事務所から後任監査事務所への適切な引継
○ 重要な虚偽の表示に係る情報等の伝達

⇧

品質管理体制の監視

○ 品質管理体制に関する日常的監視、監査業務の定期的検証
○ 監査事務所内外からもたらされる情報への適切な対処

（注）各監査法人等は、平成１８年３月までに、品質管理体制を整備

会社法における会計監査人制度の主な改正

1．会計監査人の任意設置

資本金や負債の額にかかわらず、全ての会社において会計監査人を置くことができる（大会社においては、引き続き、会計監査人を置くことが義務づけられている）。

2．会計監査人の欠格事由

公認会計士法の規定により、監査法人の業務の一部について停止する処分がなされた場合等であっても、当該処分の対象となっていない業務に係る会社の監査については、会計監査人の資格を失わない。

3．会計監査人の報酬

会計監査人の報酬の決定については、監査役（監査役会設置会社では監査役会、委員会設置会社では監査委員会）の同意を得なければならない。

4．会計監査人の株式会社に対する責任

① 会計監査人の株式会社に対する責任の免除

会計監査人の株式会社に対する責任は、総株主の同意により全部免除することができる。また、株主総会の決議又は定款に基づく取締役会の決議（ただし、取締役が2人以上ある監査役設置会社又は委員会設置会社に限る）若しくは責任限定契約により一部免除することができる。

② 株主代表訴訟

株主は、株式会社のために、会計監査人に対し責任追及等の訴えを提起することができる。

5．会計監査報告に不適正意見がある場合の措置

会計監査人の作成する会計監査報告に不適正意見がある場合、その旨を公告しなければならない。

6．会計監査人の登記

会計監査人を設置した場合、その旨及び当該会計監査人の氏名又は名称を登記しなければならない。

現行の監査法人制度の概要

1. 設立
   - 監査法人は、公認会計士が5人以上共同して定款を定め、設立の登記をすることによって成立する。
   - 監査法人は、成立したときは、内閣総理大臣へ届出をしなければならない。

2. 業務範囲
   - 監査法人の業務には、監査又は証明業務の他、その業務に支障のない限りにおいて財務書類の調製、財務に関する調査・立案、財務に関する相談業務が含まれる(税務業務は行うことができない)。

3. 法人の代表権
   - 監査法人の社員は、各自監査法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によって、特に監査法人を代表すべき社員を定めることができる。なお、指定社員制度を採用する場合には、当該指定証明業務について指定社員のみが監査法人を代表する。

4. 社員の責任
   - 監査法人の財産をもってその債務の完済ができない場合、各社員は、連帯して責任を負う。ただし、指定社員制度により、指定証明業務について指定社員以外の社員の被監査会社に対する責任を限定することができる。

5. 監査又は証明の方法
   - 監査法人が財務書類について証明する場合、業務を執行した社員が自署・押印しなければならない。

6. 監査法人の業務管理体制の整備責任
   - 監査法人は、業務を公正かつ的確に遂行するため、業務管理体制を整備しなければならない。

7. 社員の競業禁止
   - 監査法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその監査法人の業務範囲に属する業務を行い、又は他の監査法人の社員となってはならない。

8. 関与社員の就職の制限

・ 監査法人が会社その他の者の財務書類の監査又は証明業務を行った場合、当該財務書類に係る会計期間の翌会計期間の終了の日までの間は、当該会社等の役員等に就いてはならない。

9. 監査法人による財務諸表等の作成、提出

・ 監査法人は、貸借対照表、損益計算書及び業務報告書等を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

10. 監査法人の解散

・ 監査法人は、定款に定める理由の発生、総社員の同意、破産手続開始の決定等の理由に該当する場合、解散する。なお、他の監査法人との合併、解散命令以外の事由により解散したときは、その旨を内閣総理大臣に届出。

11. 監査法人に対する処分等

・ 監査法人に公認会計士法違反等があった場合、又は監査法人の行う監査業務の運営が著しく不当と認められる場合には、内閣総理大臣は当該監査法人に対し、必要な指示をすることができる。

・ 内閣総理大臣は、社員の故意、又は社員が相当な注意を怠ったことにより監査法人が虚偽証明を行った場合、公認会計士法違反等や運営が著しく不当と認められる場合等には、その監査法人に対し、戒告、2 年以内の業務の全部若しくは一部の停止、又は解散を命じることができる。

虚偽証明に係る公認会計士又は監査法人の責任

（証券取引法又は会社法に基づく監査の場合）

1．民事責任

(1)　第三者に対する損害賠償責任（公認会計士・監査法人）
（証取法 21 条、22 条、24 条の 4、24 条の 5、会社法 429 条、民法 709 条）

(2)　被監査会社に対する損害賠償責任（公認会計士・監査法人）
（会社法 423 条、民法 415 条又は 709 条）

※　被監査会社は、株主総会又は定款の規定に基づく取締役会の決議（ただし、取締役が 2 人以上ある監査役設置会社又は委員会設置会社に限る）により、会計監査人の責任の一部を免除することができる。また、被監査会社は、定款の規定に基づき会計監査人と責任限定契約を締結することができる。いずれの場合も最低責任限度額（監査報酬の 2 年分）を免除することはできない。ただし、総株主の同意があれば、会計監査人の被監査会社に対する責任の全部を免除することができる。

※　監査法人の社員は、監査法人の債務につき無限連帯責任を負う（公認会計士法 34 条の 10 の 5 第 1 項）。ただし、指定社員制度が利用された場合には、監査法人の被監査会社に対する債務につき、指定社員のみが無限連帯責任を負う（公認会計士法 34 条の 10 の 5 第 4 項）

2．刑事責任

(1)　有価証券報告書等の虚偽記載罪の共同正犯又は幇助（証取法 197 条）（公認会計士）
・行為者・・5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金、又は併科

(2)　有価証券報告書添付書類、半期報告書等の虚偽記載罪の共同正犯又は幇助（証取法 198 条）（公認会計士）
・行為者・・3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金、又は併科

3．行政責任

(1)　公認会計士に対する懲戒処分(公認会計士法 30 条)
・故意の場合・・2 年以内の業務停止又は登録の抹消
・過失の場合・・戒告又は 2 年以内の業務停止

(2)　監査法人に対する懲戒処分(公認会計士法 34 条の 21)
・社員の故意又は過失の場合・・戒告、2 年以内の業務の全部若しくは一部停止又は解散命令

(3)　1 年以内の監査証明不受理(証取法 193 条の 2)（公認会計士・監査法人）

(4)　会社法に基づく会計監査報告の虚偽記載(会社法 976 条 7 号)(公認会計士・監査法人)
・100 万円以下の過料

公認会計士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（平成十五年五月十六日・衆議院　財務金融委員会）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　公認会計士監査の充実及び強化の目的にかんがみ、証券市場の公正性及び透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立するよう、今後とも一層の努力を払うこと。

一　公認会計士試験制度の見直しの趣旨にかんがみ、行政として、公認会計士の規模について一定の目標と見通しをもった上で、同試験制度の管理・運営に当たるよう努めていくこと。

一　公認会計士試験における「租税法」科目に関し、その出題については、公認会計士となる資質を検証するための試験の一部であることを踏まえ、適切に対応されるよう留意すること。

一　公認会計士と税理士に関して、その試験制度における取扱いについては、規制緩和の観点も踏まえ、引き続き検討すること。

一　公認会計士試験合格者の公認会計士登録に当たっては、公認会計士の質の維持の観点から、実務経験についての一定の考査等を踏まえることとする等、十分な措置を講ずること。

一　監査法人の大規模化の実態等に照らし、今後、民事法制等において、いわゆるリミテッド・パートナーシップ制度の一般的な導入等が図られることとなった場合には、監査法人の組織についても、これに対応した所要の措置を講ずることを検討すること。

平成 18 年 4 月 21 日

証券取引等監視委員会

金融庁設置法第 21 条の規定に基づく建議について

証券取引等監視委員会は、金融庁設置法第 21 条の規定に基づき、本日、金融庁長官に対して、下記のとおり建議を行った。

記

監査法人の責任のあり方について

上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。

当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第６０条）として証券取引法第２２６条の規定に基づき告発した。

一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。

しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。

公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずる必要がある。

問い合わせ先

証券取引等監視委員会事務局　特別調査課
課長補佐　児島　　TEL 03-3580-6000
内線 3063

米企業改革法（骨子） （平成14年7月成立）	日本の対応
1．監査法人の独立性確保 ○監査証明義務とコンサルティング業務の同時提供の原則禁止 ○主任会計士が同一の監査を５年以上行うことを禁止 （インターバル５年） ※その他の会計士は７年・２年 ○監査法人出身者が経営陣となっている企業の監査を1年間禁止	○同様のルール導入（平成15年公認会計士法改正） ○公認会計士全てについて７年以上の禁止 （インターバル２年）（同上） ※18年４月以降、４大監査法人の主任会計士については５年・５年 （日本公認会計士協会の倫理規則） ○同様のルール導入（平成15年公認会計士法改正）
2．監査法人の監視体制強化 ○監査法人の監視体制強化のための機関の設置 （PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board） 公開会社の監査を行う監査法人の登録・検査	○公認会計士・監査審査会の設置 （平成15年公認会計士法改正） 監査の品質管理の状況をモニタリング・検査 （現在４大監査法人に対する検査を順次実施中）
3．企業責任の強化 ○公開会社の監査委員会の強化 「独立取締役」のみで構成される監査委員会が会計監査人の選任、報酬決定 ○年次報告書の適正性等に関する経営者の宣誓の義務付け ○財務報告に係る内部統制の経営者による有効性評価と公認会計士による監査の義務付け ○経営陣に対する罰則の強化 個人500万ドル以下の罰金、20年以下の禁錮 法人2500万ドル以下の罰金	○会計監査人は株主総会で選任 報酬について監査委員会（監査役・監査役会）の同意権の導入 ※監査委員会の過半数は社外取締役、監査役会の半数以上は社外監査役であることが必要（平成17年新会社法） ○有価証券報告書の適正性について経営者の確認を義務付け（平成18年証取法改正） ○財務報告に係る内部統制の経営者による有効性評価と公認会計士による監査の義務付け（平成18年証取法改正） ○有価証券報告書の虚偽記載に対する罰則 個人５年以下の懲役、500万円以下の罰金 ⇒１０年以下の懲役、1,000万円以下の罰金 法人５億円以下の罰金 ⇒　７億円以下の罰金（平成18年証取法改正）

EU第8次会社法指令の概要

1. 監査人、監査事務所の要件

(1) 法定監査人となるには、原則として、少なくとも以下の教育、実務経験の要件を満たさなければならない。
教育要件:大学の専門課程を履修し、会計・監査等の専門能力の試験に合格。
実務要件:3年間の実務経験。

(2) 監査事務所の議決権の過半は、上記要件を満たす監査人により保有されなければならない。

(3) 監査事務所の経営陣の過半～最大75%が上記要件を満たした監査人でなければならない。

2. 監査事務所等の登録

(1) 監査事務所等がEU域内において、上場会社等の監査を含む法定監査を実施する場合、登録が必要。

(2) 第三国(EU域外)の監査事務所等も、EU域内の上場会社の監査をする場合、EU加盟国において登録することが必要。

3. 監査事務所等の独立性確保

(1) 監査事務所等は、独立性に影響を与える事象に対して適切な措置を講ずることにより、独立性を確保しなければならない。

(2) 主要な監査責任者は、最長7年(インターバル2年)で交代しなければならない。

4. 監査基準、監査報告

(1) 監査事務所等は、法定監査において、EUにより承認された国際監査基準に基づき監査を実施しなければならない。

(2) 監査事務所によって監査が実施される場合、監査報告書は、最低限、監査事務所を代表して監査を実施する法定監査人により署名されなければならない。

5. 連結財務諸表監査の実施

(1) 企業グループの監査人は、連結財務諸表の監査報告書において他者への責

任の分割が認められておらず、全ての責任を負わなければならない。

(2) 連結財務諸表の一部が第三国の監査人により監査されている場合、企業グループの監査人は、第三国の監査人による監査証拠を入手できるようにしなければならない。

6. 監査事務所等に対する監督のあり方、監査事務所等の責任

(1) 監査事務所等は、独立した機関による品質保証レビューを受けなければならない。

(2) 独立した機関による品質保証レビューの範囲は、監査基準、倫理規則への準拠性、監査事務所の品質管理システム等の評価が含まれる。

(3) 公益事業体を監査する監査事務所等に対する品質保証レビューは最低3年に1回、それ以外に対する品質保証レビューは最低6年に1回実施されなければならない。

(注)公益事業体には、上場会社、銀行、保険会社、大規模会社等が含まれる。

(4) EU加盟国は、指令の規定に従わない法定監査に対して、有効、相応で抑止効果のある制裁を規定する。制裁は、承認撤回の可能性を含む。

(5) 監査人の責任については特に定められておらず、当面、各国に委ねられている。2006年末までに欧州委員会が報告書を取り纏め、欧州議会に提出予定。

7. 監査事務所等による開示

● 公益事業体を監査する監査事務所等は、事業年度終了後3ヶ月以内に、組織形態、所有割合、ネットワーク形態、ガバナンス構造、内部の品質管理システム、売上高の内訳などを記載した年次報告書を公開しなければならない。

8. 監査委員会の設置

(1) 公益事業体は、原則として、株主総会により指名された独立のメンバーから構成される監査委員会を設置しなければならない。

(2) 監査委員会のメンバーには経営陣からの独立性が要求されており、少なくとも一人は会計・監査の専門家でなければならない。

(3) 公益事業体の監査をする場合、監査事務所等は、毎年、同事業体の監査委員会に対して、被監査事業体からの独立性及び被監査会社に提供された追加業務等を知らせなければならない。

(4) 監査事務所等は、財務諸表監査で発見された財務報告プロセスに係る内部統制上の重要な欠陥等の主要な事項を監査委員会に報告しなければならない。

9. 監査契約、監査報酬の決定方法等

(1) 監査事務所等は、原則、被監査会社の株主総会により選任されなければならない。

(2) 公益事業体の経営陣による監査事務所等の選任に関する提案は、監査委員会による提案に基づくものでなければならない。

(3) 監査事務所等は合理的な理由によらずに解任できない。監査事務所等は任期中に辞任した場合又は解任された場合、当局又は監督機関にその旨及び理由を知らせなければならない。

(4) 監査報酬は、被監査会社への追加的業務提供によって左右されてはならず、成功報酬に基づいてはならない。

10.第三国の監査制度に関する同等性評価等

(1) EU上場会社を監査する第三国の監査事務所等に、原則として、EU各国で登録し、その公的監視、品質保証、調査及び懲罰のシステムに服することを求める。その場合、監査事務所等による監査がEU指令で求める基準と「同等」の基準に従って行われること等が前提とされる。

(2) 加えて、第三国の監査事務所等による監査がEU指令で求めるものと「同等」な品質保証システムに服しているか否か等が評価され、「同等」と判断された場合、EU各国の独立した機関による品質保証レビュー等が免除される。

(3) EU加盟国の当局は、第三国の当局との間で相互主義に基づく取決めがあること等を条件として、第三国の当局に監査調書を送ることができる。

以 上